

会議運営に関する事項について

令和3年8月31日

鈴鹿市上下水道局

鈴鹿市上下水道事業経営審議会の設置等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるための組織に関し、鈴鹿市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年鈴鹿市条例第24号）第4条第3項に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市の水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）の適正かつ効率的な経営に資するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、鈴鹿市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 審議会は、管理者の諮問に応じ、上下水道事業の経営に関する重要事項について、調査審議し、及び答申するものとする。

(組織)

第4条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、学識経験者その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長等)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者をその会議に出席させて説明又は意見を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

鈴鹿市上下水道事業経営審議会運営方針

1 会議の公開等について

- (1) 会議は原則として公開するものとする。
- (2) 会議の録音及び写真撮影（ビデオ撮影を含む。以下同じ。）については、市の広報又は事務局の会議記録用を除いて禁止するものとする。ただし、報道機関による報道用の録音、写真撮影については、会長が会議に諮り許可するものとする。

2 会議時間について

原則として、1回の会議についておおむね2時間程度とする。

3 審議会の議事録等について

- (1) 議事録は、議事を記した記名の議事録を作成する。
- (2) 議事録は、会議に出席した委員の確認後、会長の承認を得て確定する。
- (3) 議事録及び会議資料は、原則として公開するものとする。

4 答申について

答申は、委員個人の意見ではなく、審議会としての審議結果をまとめるものとする。

5 その他

上記以外に審議会の運営について必要な事項が生じた場合は、会長が会議に諮って定めることとする。

鈴鹿市上下水道事業経営審議会の傍聴に関する取扱い

1 傍聴人の定員

審議会の傍聴人の定員は、5名程度とする。

2 傍聴証の交付

会議を傍聴しようとする者は、傍聴証（様式1）の交付を受けなければならない。なお、傍聴証は審議会開会予定時刻の15分前から5分前まで、会場の受付において交付する。

3 定員を超えた場合の取扱い

傍聴しようとする者が傍聴定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定する。

4 傍聴席に入ることができない者

次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (4) その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

5 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 大声を発する等騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻又は腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 携帯電話を使用しないこと。
- (7) その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

6 写真撮影、録音等の禁止

傍聴者は、写真撮影、録音等（以下「撮影等」という。）をしてはならない。ただし、報道機関が行う撮影等については、会議を開始した時から議案の審議を開始する時までの間に限り、認めるものとする。

7 傍聴人への資料の配布

傍聴人には、会議資料を配布するものとする。

8 係員の指示

傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

9 違反に対する措置

会長は、ここに定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人が従わないときは、当該傍聴人の退場を命ずることができるものとする。

鈴鹿市上下水道事業経営審議会傍聴証

No. _____

令和 年 月 日限り

※この傍聴証は、お帰りの際、事務局に返却してください。

【傍聴に際しての注意事項】

- 次のいずれかに該当する場合は、傍聴できません。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる場合
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている場合
 - (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている場合
 - (4) その他議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる場合

- 傍聴に当たっては、次の事項をお守りください。
 - (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
 - (2) 大声を発する等騒ぎ立てないでください。
 - (3) はち巻又は腕章の類をする等示威的行為をしないでください。
 - (4) 飲食又は喫煙をしないでください。
 - (5) みだりに席を離れないでください。
 - (6) 携帯電話を使用しないでください。
 - (7) その他会場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないでください。